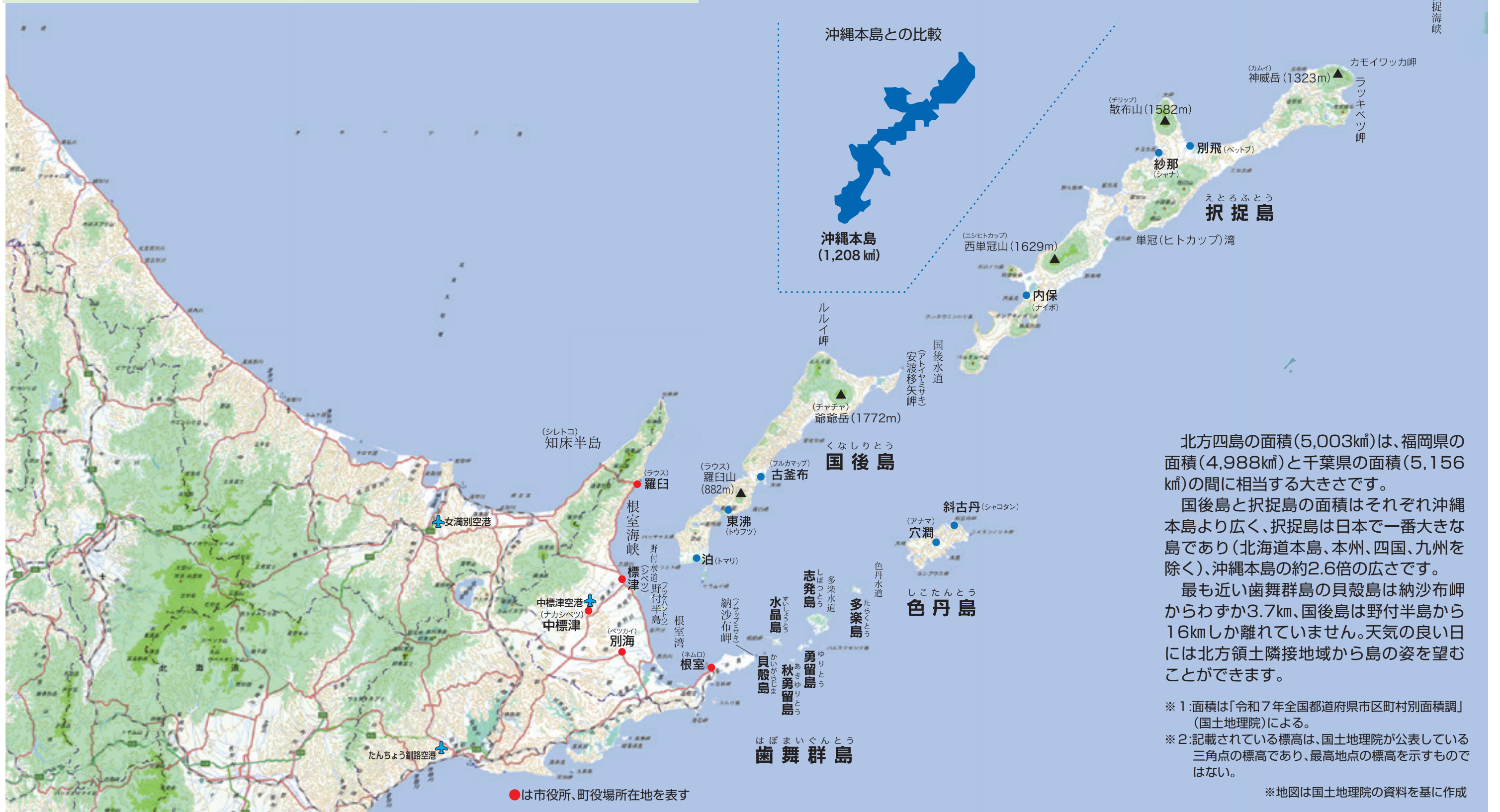


1 北方領土の概要

北方四島の位置等

北方四島は我が国にとってかけがえのない固有の領土です。

北方四島は北海道本島の北東に位置しており、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島から成ります。



戦前の北方四島と元居住者

戦前の北方四島には、約17,000人の日本人が居住しており、島には役場が置かれ、^{えきてい}駅通、郵便局、警察署、小学校等がありました。



戦前の様子(択捉島・^{しやな}紗那市街地)



戦前の様子(色丹島・色丹小学校)
(写真提供：(公社)千島歯舞諸島居住者連盟)

元居住者等の人数

	昭和20年8月15日現在	令和7年3月31日現在				
	元居住者※1	元居住者※2	2世	3世	4世	計
歯舞群島	5,281	1,617 (47)	5,051	3,749	113	10,530
色丹島	1,038	288 (16)	958	812	11	2,069
国後島	7,364	2,157 (129)	7,080	5,925	163	15,325
択捉島	3,608	1,196 (113)	3,236	2,272	28	6,732
合 計	17,291	5,258 (305)	16,325	12,758	315	34,656

(注)(公社)千島歯舞諸島居住者連盟調べによる。
※1 昭和20年8月15日現在の人口は、同日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた居住者の人数であり、この数に含まれない北方四島出身者もいる。
※2 昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者に加え、その者の子であって、昭和20年8月15日以前6月末満の期間内に北方地域で出生し、かつ、同日まで引き続き北方地域にいたもの及び同日後北方地域で出生したものを含む。括弧内の人数は、後者の人数で内数。

元居住者の平均年齢(令和7年3月31日現在) **89.3歳**

(注)(公社)千島歯舞諸島居住者連盟調べによる。
※昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた元居住者。

現在の北方四島の居住者

現在、北方四島には約18,000人のロシア人が住んでいますが(歯舞群島には一般住民は生活していません)、日本人は1人も居住していません。

島 名	2024年1月1日現在
色丹島	3,803人
国後島	7,677人
択捉島	6,956人
合 計	18,436人

※1 現在、北方四島に日本人は居住していないため、ロシア人の人口。
※2 ロシア側統計による。

北方四島の概況



^{えとろふとう}
択捉島(3,167km²)

国後島と同じく火山島であり、島の北端であるカモイワッカ岬(北緯45度33分)は日本の最北端です。また、^{ます}鮭や^{ます}鱒など水産資源に恵まれています。名称の由来はアイヌ語「岬のあるところ」です。



^{ちりっぶやま}
散布山



サケ・マスふ化場



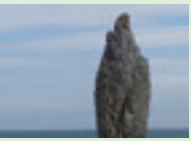
ラッキーベツの滝

^{くなしりとう}
国後島(1,489km²)

十数箇所の温泉が存在する火山島であり、北東部には四島の最高峰で世界で最も美しい二重火山の一つと呼ばれる^{ちやちやどけ}爺爺岳があるほか、ろうそく岩のような景勝地に恵まれています。名称の由来はアイヌ語「草の島」です。



^{ちやちやどけ}
爺爺岳



ろうそく岩



^{まけいもくいわ}
材木岩

^{しこたんとう}
色丹島(248km²)

島全体が高山植物地帯で、緑に覆われた丘陵が連なっており、本州等では見られない自然が広がっています。名称の由来はアイヌ語「大きな集落のある地」です。



^{いかいかい}
穴澗湾



^{いのもり}
稲茂尻湾



チボイ灯台

^{はほまいぐんとう}
歯舞群島(95km²)

歯舞群島は^{かいがらじま}貝殻島、^{すいしょうとう}水晶島、^{あきゆりとう}秋勇留島、^{ゆりとう}勇留島、^{しほつとう}志発島、^{たらくとう}多楽島などの島々から成っています。名称の由来はアイヌ語「流氷のある島」です。



^{かいがらじま}
貝殻島



^{すいしょうとう}
水晶島

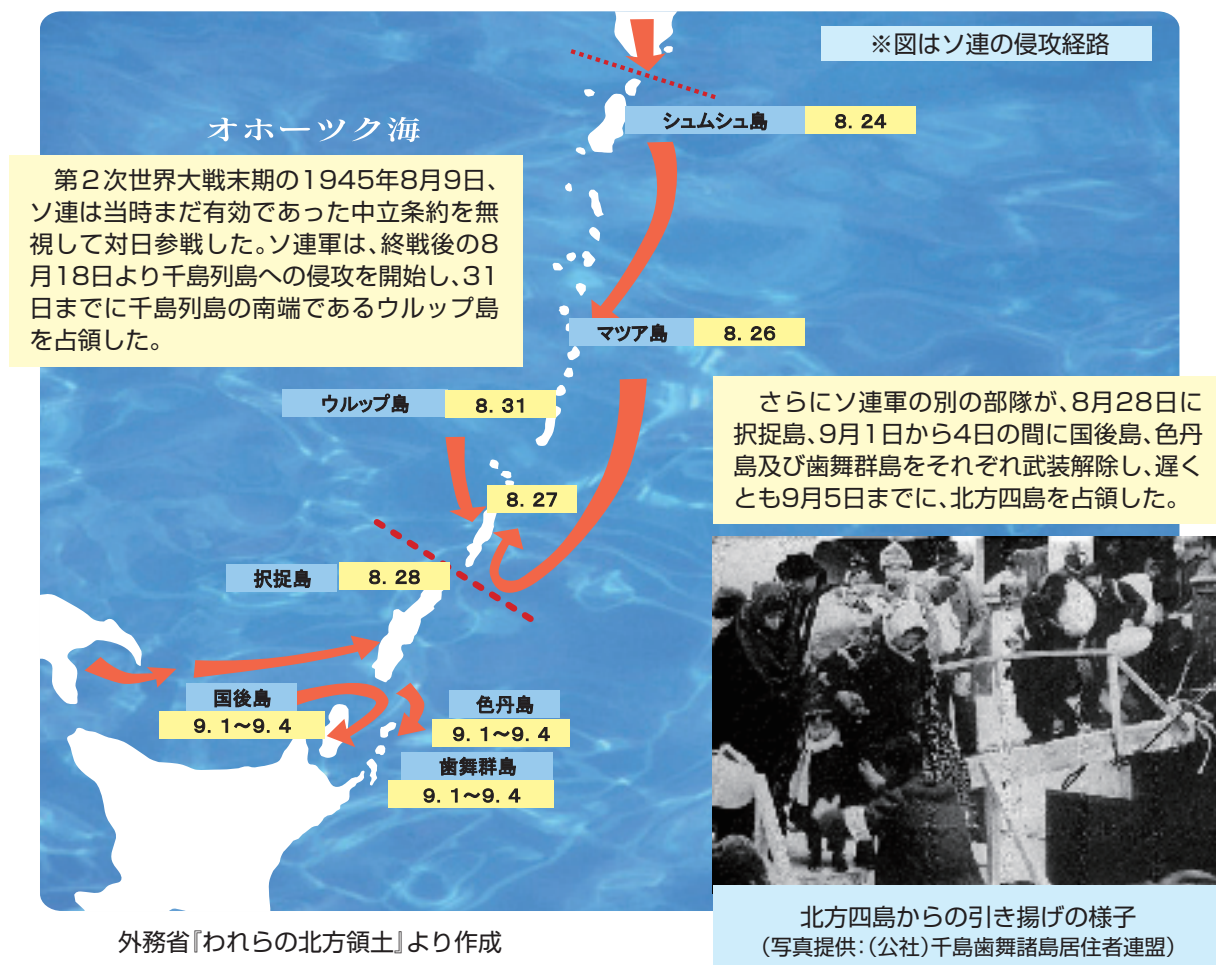


^{たらくとう}
多楽島

2 北方領土問題とは

昭和 20 年、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明したのちに、ソ連が北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）に侵攻しました。その後、一方的にソ連領に「編入」して全ての日本人島民を強制退去させました。ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方四島はロシアに不法占拠されています。

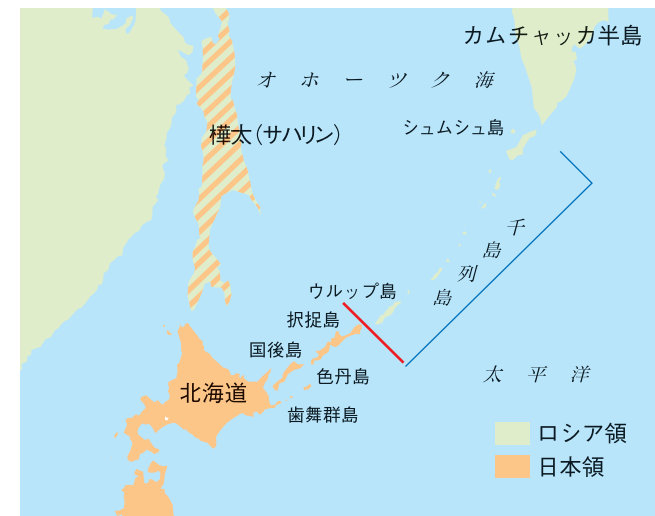
終戦時の経緯



当時、北方四島に住んでいた約17,000人の日本人のうち、約半数は自ら脱出しましたが、それ以外の島民は、昭和22年から23年にかけて、四島から強制退去させられ、樺太(サハリン)での抑留を経て、日本に送還されました。

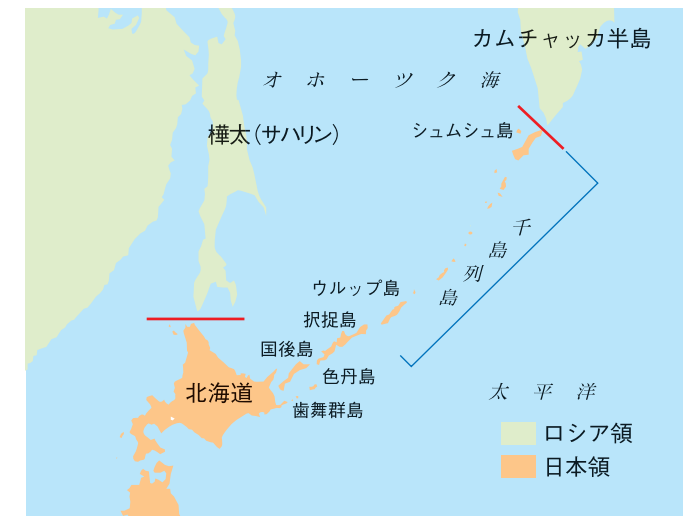
北方領土に関する取り決め

日魯通好条約 (1855年)



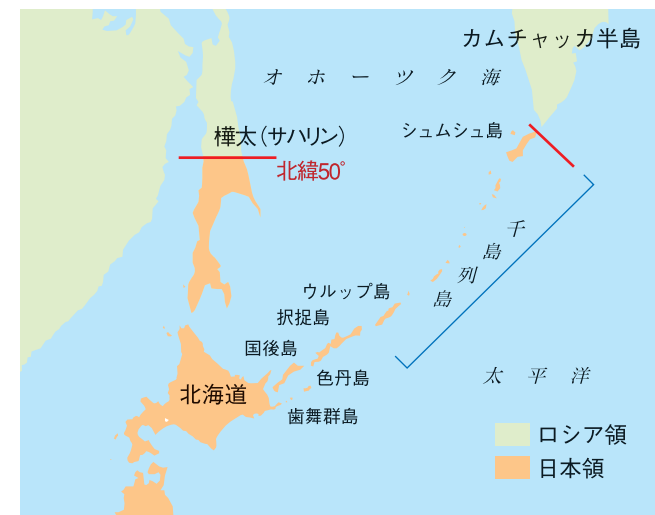
日露間の国境が初めて条約により確認されたのは、1855年に調印された日魯通好条約においてである。この条約で、国境は、択捉島とウルップ島の間と定められた。また樺太は従来どおり国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められた。

樺太千島交換条約 (1875年)



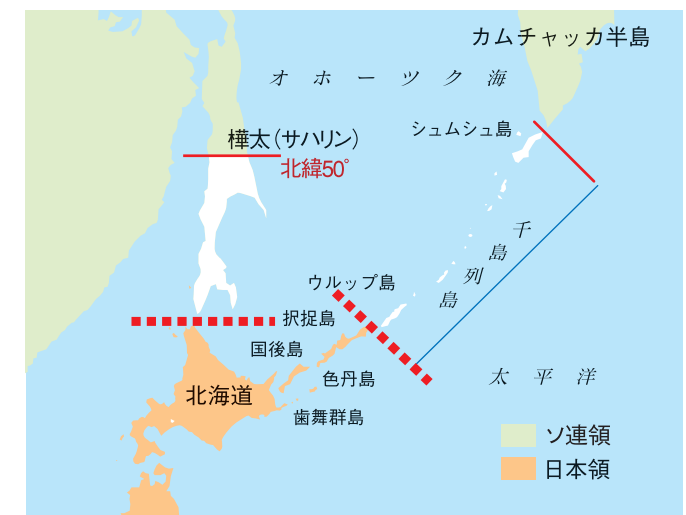
1875年に樺太千島交換条約を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりにロシアに対して樺太全島を放棄した。この交換条約では日本に譲渡される千島列島に属する島名を一つ一つ挙げているが、列挙されているのはウルップ島以北の18島の名称であって、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は含まれていない。

ポーツマス条約 (1905年)



1905年、日露戦争の結果、ポーツマス条約が締結され、北緯50度以南の南樺太が日本に割譲された。

サンフランシスコ平和条約 (1951年)



1951年、サンフランシスコ平和条約が署名され(1952年発効)、日本は、千島列島と北緯50度以南の南樺太を放棄した。同条約にいう千島列島には日本固有の領土である北方四島は含まれていない。
また、ソ連はこの条約に調印しておらず、この条約上の権利を主張し得ない。

以上の経緯からわかるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことがなく、歴史的にも、法的事実から見ても、我が国固有の領土ですが、ソ連及びロシアによって不法占拠されています。

我が国の北方領土問題に対する基本方針

北方領土問題は日露間の最大の懸案です。ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は引き続き厳しい状況にあります。政府として、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していきます。

内閣府北方対策本部では、北方領土問題の解決のため、国民世論の啓発、北方四島との交流の推進、元島民の援護等の諸施策を実施しています。

平和条約交渉の経緯

日ソ共同宣言（1956年）

1956年10月に署名され、同年12月に発効した国際約束。ソ連は、歯舞群島及び色丹島を我が国に引き渡すことに同意した。ただし、現実の引渡しは平和条約締結後とされている。平和条約締結交渉を続けることとして、国交を回復した。

日ソ共同声明（1991年）

1991年4月、海部総理とゴルバチョフ大統領により署名された。北方四島が、平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で疑義の余地なく明確に確認された。

東京宣言（1993年）

1993年10月、細川総理とエリツィン大統領により署名された。領土問題を、北方四島の島名を列挙して、その帰属に関する問題と位置づけるとともに、領土問題解決のための交渉指針が示された。また、日ソ間のすべての国際約束が、日露間で引き続き適用されることを確認した。

クラスノヤルスク合意（1997年）

1997年11月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した。

川奈合意（1998年）

1998年4月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、平和条約が、東京宣言第2項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべきことで一致した。

イルクーツク声明（2001年）

2001年3月、森総理とプーチン大統領により署名された。日ソ共同宣言が、両国間の外交関係回復後の平和条約締結交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。その上で、東京宣言に基づいて四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。

日露行動計画（2003年）

2003年1月、小泉総理とプーチン大統領により採択された。日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎であるとの認識に立脚し、交渉を加速することを確認した。

日露パートナーシップの発展に関する共同声明（2013年）

2013年4月、安倍総理とプーチン大統領により署名された。
①両首脳は、戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致し、
②日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、双方に受入可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

長門、東京での日露首脳会談（2016年）

北方四島における共同経済活動

安倍総理とプーチン大統領は、北方四島における日露による共同経済活動に関する協議の開始が、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得ることにつき相互に理解に達した。共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した。

元島民の方々のための人道的措置

安倍総理とプーチン大統領は、人道上の理由に立脚し、北方墓参が、日本人参加者が高齢であることを考慮した改善を必要としていることで合意し、両国外務省に、あり得べき案を迅速に検討するよう指示した。

シンガポールでの日露首脳会談（2018年）

安倍総理とプーチン大統領は、戦後70年以上残されてきた課題を次の世代に先送りすることなく、必ず終止符を打つという強い意志を完全に共有した。「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意した。

大阪での日露首脳会談（2019年）

安倍総理とプーチン大統領は、2018年にシンガポールにおいて共に表明した、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めていくことで一致した。2016年に長門で表明した平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を確認し、四島における共同経済活動の実施に向けた進展を歓迎した。

日露首脳電話会談（2020年）

菅総理とプーチン大統領は、2018年のシンガポールでの首脳会談で安倍総理とプーチン大統領が「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。

日露首脳電話会談（2021年）

岸田総理とプーチン大統領は、2018年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、しっかりと平和条約交渉に取り組んでいくことを確認した。

日露首脳電話会談（2022年2月17日）

岸田総理とプーチン大統領は、平和条約を始めとする日露関係及びウクライナを始めとする地域・国際情勢について対話を続けていくことで一致した。

ロシアによるウクライナ侵略後の現状

- ▶2022年2月、ロシアによるウクライナ侵略が開始。日本政府は、順次、厳しい対露制裁を導入。
- ▶2022年3月、ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的措置であるとし、こうした措置を踏まえて、平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を発表した。また、9月、ロシア政府は自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を停止するとの政府令を発表した。
- ▶こうしたロシア側の発表に対しては、現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているにもかかわらず、日本側に責任を転嫁するようなロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられない旨政府として強く抗議し、即時に侵略を停止し、部隊を撤収するよう強く求めてきている。
- ▶ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、残念ながら現在、平和条約交渉について何か具体的に述べる状況にないが、政府としては、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく考え。

3 国民世論の啓発

返還要求運動の取組

北方領土の返還実現のためには、裾野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要です。

内閣府北方対策本部での取組

- (独)北方領土問題対策協会と連携して、民間団体や各都道府県に設置されている都道府県民会議(※)等が全国各地で開催している、大会、キャラバン、講演会、パネル展等の返還要求運動・啓発活動の支援
※都道府県民会議・・・地域における北方領土返還要求運動の推進基盤となっている組織。
- 政府広報を始めとする多様な媒体を利用した広報・啓発

2月7日は「北方領土の日」

昭和56年1月の閣議了解により、毎年2月7日を「北方領土の日」と決めました。
この日を中心として、北方領土返還要求全国大会を始め、各地で様々な事業が実施されています。
なお、2月7日は、1855年に日露間の国境を択捉島とウルップ島の間に定めた日魯通好条約が調印された日です。



令和7年北方領土返還要求全国大会の様子



石破内閣総理大臣による挨拶

大会の様子をYouTubeで配信しました。



みんなもぜひ見てほしいぜ！



伊東内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)による挨拶

啓発キャラクター

北方領土問題をわかりやすく説明するキャラクターとして登場。
北方領土の周辺海域で生息する海鳥「エトピリカ」をモチーフにしています。



エトピリカ



北方領土
エリカちゃん

みんなに北方領土について知ってもらいたくて、生まれたんだッピ！北方四島が大好きで、四島それぞれにエトピリカのお友達が住んでるッピ！全国のイベントに参加したり、各種SNSでもイベント情報や北方四島に関する情報をみんなに発信しているピィ！

エリカちゃんのボーイフレンドでアウトドア好きの登山家。



国後島エリオくん



択捉島
エリマルくん

くいしん坊の大吃らい。地元の食材を使った料理が得意。



色丹島
エリヨシくん

植物や鳥など自然の生態に詳しい。ナイプでインドアなハカセタイプ。



歯舞群島
エリナちゃん

エリカちゃんの親友で活発な女の子。地元漁師(カニ漁)の娘。

全国各地で行われている活動

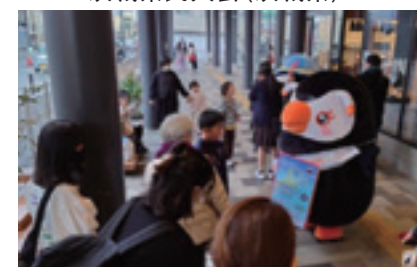
昭和61年に根室市で開催された都道府県民会議全国会議において、毎年2月と8月が「北方領土返還運動全国強調月間」として設定されました。
強調月間を中心に、全国各地で様々なイベントが行われています。



令和7年北方領土返還要求
茨城県民大会(茨城県)



北方領土パネル展(福島県)



街頭署名活動(宮崎県)



子ども霞が関見学デー(東京・永田町)

着ぐるみのエリカちゃん、エリオくんは全国各地で開催されているイベント等に登場し、一緒に啓発活動を行っています。
着ぐるみは(独)北方領土問題対策協会により貸出しを行っています。

北方領土返還要求中央アピール行動

北方領土返還運動のはじまりの日である12月1日を中心に、毎年東京において、北方領土問題に対する国民世論の喚起高揚を図ることを目的として、アピール行進や街頭啓発等が実施されています。



アピール行進



北方領土隣接地域振興対策根室管内市町
連絡協議会による総理表敬



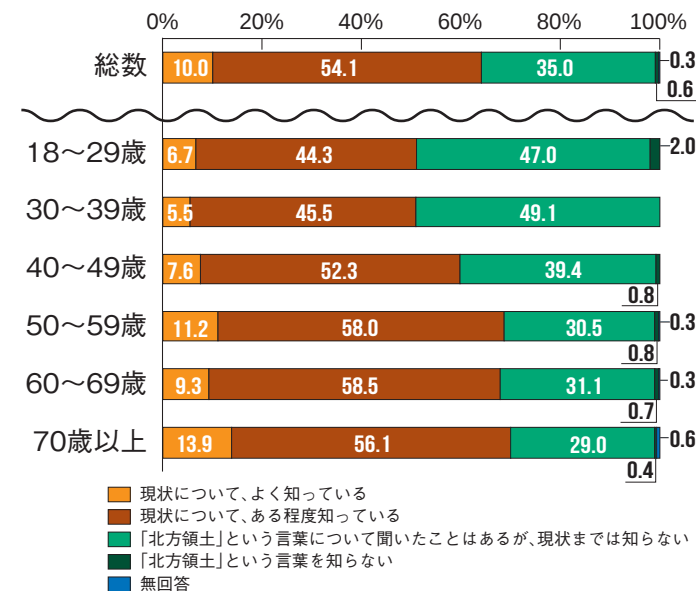
街頭啓発(北方領土展2024 in Tokyo)

調査研究（世論調査、情報行動の変化）

北方領土問題に関係するテーマを選定し、調査研究や世論調査を実施しています。

- 政府の「北方領土問題に関する世論調査」（令和5年度）では、「北方領土」という言葉を聞いたことがある人は99.1%に上る一方で、北方領土の現状について一定程度以上理解している人は6割超（64.1%）にとどまり、また、若年層の認知度が相対的に低いことが判明しています。
- 潜在的な参加意欲まで含めると、3割を超える人に広報啓発活動への参加意欲があることが判明しています。
- 情報入手手段としてSNSが台頭してきており、広報啓発活動についてSNSが効果的であるとの結果も出ています。

○北方領土の認知度



○広報啓発活動への参加意欲

積極的に参加したい、機会があれば参加したい、誘いがあれば参加しても良い、の合計値	
18～29歳	25.6%
30～39歳	27.8%
40～49歳	29.6%
50～59歳	34.0%
60～69歳	39.4%
70歳以上	43.3%

○北方領土の情報入手手段

テレビ	88.0%
新聞	50.5%
学校の授業	32.5%
本や雑誌などの出版物	20.1%
政府や団体などのホームページやインターネットのニュース	16.4%
ラジオ	14.3%
SNS（YouTube、旧TwitterのX、Instagram、Facebook など）	11.6%
家族や知人	7.6%
広報・啓発イベント	4.7%
パンフレットやリーフレット、ポスター	4.1%
街頭ビジョンや駅・空港のモニターなど	1.8%

○返還運動に参加してもらうために効果的な取組

北方領土返還運動をより理解するための情報提供の充実	65.6%
新聞、テレビ、ラジオなどを用いた北方領土問題に関する情報の拡散	60.2%
北方領土問題に関する学校教育の充実	41.4%
Web サイトや SNS を用いた情報の拡散	28.4%
元島民の体験談など、当事者の生の声が聞けるイベントの充実	26.5%
イメージキャラクターやタレントなども活用した、気軽に参加できるイベントの充実	11.9%
日頃から広報啓発活動をしている団体関係者や公的機関の代表者などが一堂に会する大会の充実	8.1%

そのほか、内閣府北方対策本部では、以下のようなテーマで調査を行っています。

- ・ICTを活用した北方領土教育・学習に関する調査
- ・新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査
- ・北方領土問題に関する若年層向けの効果的な広報手法及び媒体調査 など

詳細については、内閣府北方対策本部HP (<https://www8.cao.go.jp/hoppo/>) を御覧ください。

若年層へのアプローチ

YouTube を活用した情報発信

（独）北方領土問題対策協会では、一般向け、とりわけ次代を担う若年層向けの広報啓発を推進する観点から、国民の利用度が高いインターネット動画配信サービスを活用し、動画視聴者の関心度に応じた様々なネット動画を作成、配信しています。



1分でわかる北方領土問題



北方領土隣接地域の現地予習動画



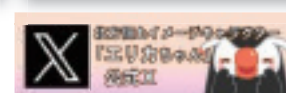
エトピリカ ～想いを紡ぐ鳥～

（独）北方領土問題対策協会の
YouTubeチャンネルはこちら➡



SNS を活用した情報発信

（独）北方領土問題対策協会では、イメージキャラクターのエリカちゃんとエリオくんが、各種SNSで北方領土に関する情報を発信しています。



映画『ジョバンニの島』



平成26年2月、一般社団法人日本音楽事業者協会創立50周年記念作品として公開されました。北方領土の元島民であり、「語り部」として活躍されている得能 宏 さん（色丹島出身）の経験を踏まえた、色丹島が舞台のアニメーション映画です。

以下の上映会に対し、（独）北方領土問題対策協会が支援を行っています。

- 北方領土返還要求運動都道府県民会議等が主催して行う非営利上映会
- 青少年を対象として学校単位で開催する非営利上映会（北方領土問題教育者会議及び北方領土返還要求運動都道府県民会議を通じて行うもの）

修学旅行の誘致

次代を担う若い世代の関心を喚起するため、北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致支援を行い、より多くの若い世代が北方領土を直に眺めたり、元島民の方々などから話を聞いたりすることにより、北方領土について深く正しい理解を身につけられるよう取り組んでいます。

○「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業

(独)北方領土問題対策協会では、全国の中学校・高等学校等を誘致することで隣接地域を活性化し、さらなる北方領土返還要求運動の推進に寄与することを目的として、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに関わる経費を補助しています。

- 対象:全国の中学校・高等学校等
○要件:「北方領土学習プログラム」のうち2つ以上実施すること。

※補助を利用するには修学旅行実施前に申請が必要です。
※参加人数に応じ、限度額がございます。
※経費補助内容は変更となる可能性があるため、詳細については、(独)北方領土問題対策協会にお問い合わせください。
(URL)<https://www.hoppou.go.jp/>

○北方領土隣接地域への修学旅行誘致促進のための下見ツアー

北方領土隣接地域を修学旅行先として検討してもらうため、修学旅行を担当する学校の先生を対象とした下見ツアーを行っています。



納沙布岬



元島民による講話



農業体験

学習指導要領における「北方領土」の取扱い

○小中学校の学習指導要領(平成29年3月改訂)

我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、中学校学習指導要領・社会科(地理的分野)に加え、小学校学習指導要領・社会科並びに中学校学習指導要領・社会科(歴史的分野)及び社会科(公民的分野)において「北方領土」が新たに明記されました。

○高等学校の学習指導要領(平成30年3月改訂)

我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、地理歴史科(地理総合、地理探究、歴史総合、日本史探究)及び公民科(公共、政治・経済)において「北方領土」が新たに明記されました。

※学習指導要領:文部科学省が学校教育法等に基づき定めている、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。

《補助メニューの概要》

北方領土学習プログラム		
a	北方領土の洋上視察研修	全額補助 ※一部費用を除く
b	隣接地域内の北方領土啓発施設における研修	
c	元島民等による講話	
d	隣接地域内の基幹産業等の視察・体験を通じた北方領土研修	
e	隣接地域内の中学校・高等学校等の生徒との交流研修	

交通費	
バス(借上)	全額補助
航空機(運賃)	一部補助

宿泊費	
一部補助 ※隣接地域に宿泊した場合のみ	

その他の学習プログラム	
一部補助(最大3プログラムまで) ※隣接地域内での参加・体験型学習プログラムを実施した場合	

北海道では、毎年高校入試で北方領土に関する問題が出題されています。



北方青少年少女による総理表敬

(独)北方領土問題対策協会では、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町)に在住する北方地域の元居住者の4世等から選抜された中学生による内閣総理大臣への表敬訪問を行っています。



記念撮影



表敬の様子

北方領土に関する全国スピーチコンテスト

(独)北方領土問題対策協会では、北方領土問題に対して関心を持ち、正しく理解してもらうことを目的として中学生を対象としたスピーチコンテストを実施しています。

＜令和6年度 主な受賞者＞

・北方対策担当大臣賞

原 向日葵さん 島根県 雲南市立三刀屋中学校

・内閣府北方対策本部審議官賞

米倉 愛さん 佐賀県 唐津市立小川中学校

・独立行政法人北方領土問題対策協会理事長賞

坂本 萌香さん 宮崎県 西都市立妻中学校



令和6年度 北方対策担当大臣賞を受賞した原さんによるスピーチの様子

教員・生徒等を対象とする研修や事業の周知

例年、学校教育における北方領土教育の重要性に鑑み、内閣府から文部科学省に対して、教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する研修や事業の趣旨の周知を依頼しています。



教育指導者現地研修会



元島民による講話



羅臼国後展望塔から北方領土を視察



北方館を見学

文部科学省に対する要請文書を通じて参加要請を行っている主な事業

((独)北方領土問題対策協会主催)

- ・北方領土問題教育指導者現地研修会
- ・北方領土問題教育委員会関係者現地研修会
- ・北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業
- ・北方四島交流青少年受入事業
- ・北方領土に関する全国スピーチコンテスト
- ・北方領土問題キャッチコピー

(都道府県民会議主催)

- ・北方領土問題地域青少年育成事業
- ・北方領土問題教育指導者地域研修会
- ・北方領土青少年等現地視察事業

北方領土啓発施設

北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)には、北方領土を直接目にすることができたり、北方領土の歴史・自然、返還要求運動、ロシア文化などを分かりやすく学ぶことのできる施設が数多くあります。

北方領土館(標津町)

写真パネルやパノラマ模型などが展示されています。
2階の展望室からは海の向こうに国後島を見ることができます。



北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)内 北方領土展示室(札幌市中央区)

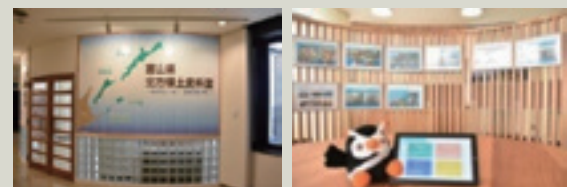
令和7年7月の赤れんが庁舎リニューアルオープンにあわせ、北方領土展示室が新しくなりました。
展示室では、北方四島のジオラマを展示するほか、北方領土に関する様々な情報をパネルや動画などで紹介しています。



北海道外の啓発施設

富山県北方領土史料室(富山県黒部市)

北海道以外では自治体レベルで初となる北方領土啓発施設で、令和2年にオープンしました。
富山県は、北方領土からの引揚者が北海道に次いで多い県であり、史料室がある黒部市は、返還要求運動の原点の地である根室市と姉妹都市提携を結んでいます。
写真パネルや映像、クイズ、史料などで富山県と北方領土のかかわりや歴史、あらましなどを分かりやすく紹介しています。



羅臼国後展望塔(羅臼町)

羅臼漁港、根室海峡の向こうに国後島を一望することができます。
展望塔屋上からの景色は羅臼八景にも選ばれています。



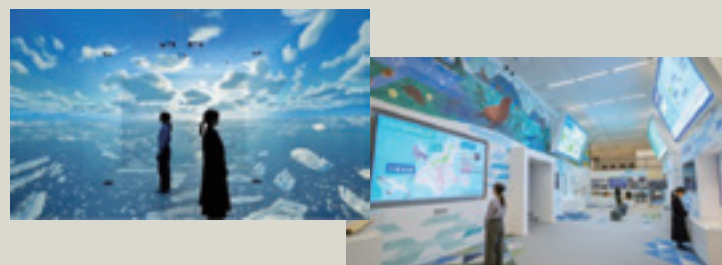
別海北方展望塔(別海町)

野村半島や根室海峡に横たわる国後島が望めます。
展望塔の横には「四島」に見立てた四本の柱と四島返還を求める国民の総意を表した「叫びの像」が建っています。



領土・主権展示館(東京都千代田区)

北方領土、竹島及び尖閣諸島に関する歴史的資料等を展示している国の施設です。さらに多くの方に日本の領土・主権をめぐる情勢について理解を深めてもらうため令和7年4月にリニューアルオープンしました。
各島々の歴史や現状について、動画とパネルでわかりやすく解説しています。元島民の方々の生活道具などの実物展示も行っており、戦前の北方領土における島民の生活などを紹介しています。
展示の一つである「イマーシブ・シアター」では、北方領土のオホーツク海の豊かな海の世界が映し出されるなど、各島々の自然環境に入り込んだような没入型の映像体験ができます。



北方館／望郷の家(根室市)

北方四島を追われた元島民の心のよりどころとして開設された施設です。
納沙布岬のわずか数キロメートル先の歯舞群島を間近に望むことができます。



VRによる北方領土仮想体験について

戦前の北方領土の暮らしや自然などを具体的に追体験することを通して北方領土問題に対する理解及び関心を深めてもらうため、VRコンテンツを制作しました。
以下の啓発施設において視聴できます。
・北方館(根室市)
・別海北方展望塔(別海町)
・羅臼国後展望塔(羅臼町)
・富山県北方領土史料室(黒部市)
また、アプリケーションとして配信も行っており、右記の二次元バーコードよりダウンロードできます。



四島のかけ橋(根室市)

北方四島返還祈念モニュメントです。
モニュメントの下には「祈りの火」があり、北方領土返還を望む日本国民の強い意志を表すシンボルとなっています。



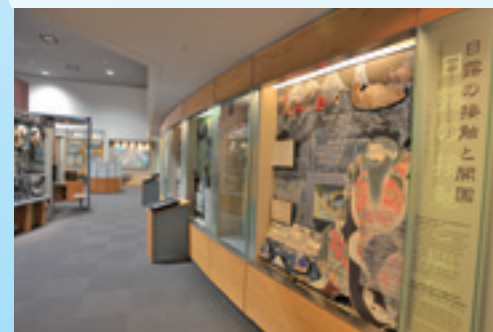
北方領土資料館(根室市)

「戦前の北方領土の生活」にスポットを当て、島での「衣・食・住」を中心とした資料を展示しています。



道立北方四島交流センター ニ・ホ・ロ(根室市)

国内向け啓発と北方四島在住ロシア人との交流促進を目的とした施設です。
北方領土の歴史や現状などについて映像資料も使用して分かりやすく解説しています。



各施設の所在

※各施設のHP等で開館状況を御確認の上、詳細は各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	お問合せ先 (TEL)
北方館／望郷の家	根室市納沙布 36-6	0153-28-3277
道立北方四島交流センター ニ・ホ・ロ	根室市穂香 110-9	0153-23-6711
北方領土資料館	根室市納沙布岬 33-2	0153-28-2445
別海北方展望塔	別海町尾岱沼 5-27	0153-86-2449
北方領土館	標津町北2条東 1-1-14	0153-82-2422
羅臼国後展望塔	羅臼町礼文町 32-1	0153-87-4560
北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)内 北方領土展示室*	札幌市中央区北3条 西6-1 (地下1階)	011-206-8390
領土・主権展示館	東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビルディング 1 階	03-6257-3715
富山県北方領土史料室	富山県黒部市生地中區 361 黒部市コミュニティーセンター内 3 階	0765-57-1011

※入場料：一般300円、大学生・高校生200円、中学生以下無料、別途団体割引有。

北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用

北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的として、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用を進めています。

船舶「えとぴりか」の一般公開

北方領土問題に対する関心や理解を広げることを目的に、令和4年度以降、全国の港で、船舶「えとぴりか」の船内を自由に観覧等することのできる一般公開が実施されています。



北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」 一般公開（神奈川県・横浜港）



パネル展示

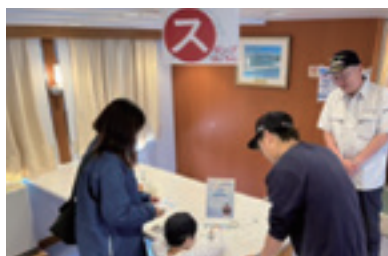


（参考）令和6年度の実績

日程	実施場所	来場人数
7月20日～21日	北海道・根室港	300人
10月12日～13日	北海道・室蘭港	839人
10月18日～20日	神奈川県・横浜港	3,396人
10月26日～27日	兵庫県・神戸港	2,538人
11月3日～4日	香川県・高松港	1,628人
	合計	8,701人



メッセージコーナー



スタンプラリー

船舶「えとぴりか」を利用した研修事業等

若い世代、後継者、教育委員会関係者等を対象とした船内研修など、船舶「えとぴりか」の啓発事業への利活用が行われています。



北方領土青少年等現地視察事業における船内研修



後継者研修会



北方領土問題教育委員会関係者現地研修会における北方領土洋上視察

4 四島への訪問等

北方領土は日本固有の領土であるものの、依然としてロシアによる不法占拠が続いています。

日本国民が、ロシアの発給する査証（ビザ）を取得して北方四島に入域することは、北方領土においてあたかもロシア側の「管轄権」に服したかのごとき行為であり、北方領土問題に対する我が国の立場と相容れず、容認できません。

このため政府は閣議了解により、北方領土問題の解決までの間、日本国民による北方領土訪問について自粛を求めています。特例として下記の枠組みによる訪問、交流等が行われています。

北方四島交流等事業のために「えとぴりか」が設計、建造されました。



北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」

進水年月	平成23年11月
総トン数	1,124トン
全長	66.51m
全幅	12.80m
深さ（満載喫水）	3.30m
航海速力	15.0ノット
旅客定員	84人

● 北方四島への訪問等の枠組

枠組	目的及び開始時期	対象者
① 四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）	領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、平成4年から実施。（平成3年4月 日ソ共同声明）	元島民等、返還要求運動関係者、報道関係者、訪問の目的に資する活動を行う学術・文化・社会等の各分野の専門家
② 自由訪問	人道的見地から、元島民及びその家族による最大限に簡易化された訪問として、平成11年から実施。（平成10年11月 モスクワ宣言）	元島民等
③ 北方墓参	遺族の切なる願いに沿い人道的見地から、昭和39年から実施。	元島民等

※政府は、「我が国国民の北方領土への訪問について」（平成11年9月10日閣議了解）により、我が国国民の北方領土への入域については上記の四島交流、自由訪問及び北方墓参の枠組みのみとし、これら以外の入域については、北方領土問題の解決までの間、行わないよう要請しています。

※北方四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の状況等により、令和2年度以降実施できていません。

四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）

平成3年10月の日ソ外相間の往復書簡により、日本国民と四島在住のロシア人との間の旅券・査証なしでの相互訪問（四島交流）が平成4年から開始され、相互に訪問し、文化交流会やホームビジット等の交流を続けてきています。本事業は、領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的としています。



国後島：友好の家

●訪問日程の一例（国後島・色丹島）

北方四島交流事業では、四島在住ロシア人との住民交流会、意見交換会、ホームビジット、日本人墓地墓参や様々な施設の視察等を通じた交流が行われています。

※次に掲載されている行程は一例であり、全ての訪問がこの行程となるわけではありません。

1日目



出港式(根室港)



船内での勉強会



友好の家到着

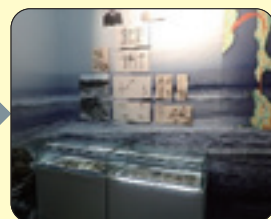
2日目 (国後島)



表敬訪問



こども園視察

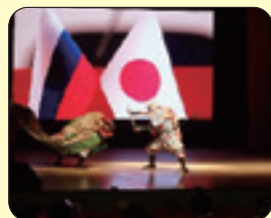


博物館視察



ふるかまっぴ
古釜布墓地墓参

3日目 (国後島)



住民交流会(獅子舞披露)



意見交換会



ホームビジット



夕食交流会

4日目 (色丹島)



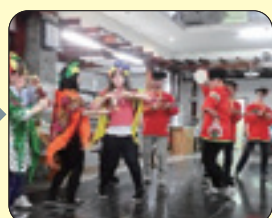
島の歓迎



あなほ
穴瀬初等中学校視察



しゃこたん
斜古丹墓地墓参



夕食交流会

5日目



解団式



根室港入港



記者会見

●専門家交流

平成10年、四島交流による北方領土問題解決のための相互理解の更なる増進を図るため、訪問の目的に資する活動を行う学術、文化、社会等の各分野※の専門家を我が国国民の北方領土訪問対象者に加えることとしました。

※自然生態系、歴史文化、地震・火山及び医療の各分野。



巣箱を見る
(写真提供：北の海の動物センター)

●北方四島在住ロシア人の受入れ

北方四島在住ロシア人を受け入れて、日本人との意見交換会、ホームビジット、様々な施設の視察や日本文化の体験等を通じた交流が行われています。

○令和元年度 兵庫県に受入れ時の北方四島在住ロシア人の言葉

姫路城や淡路島の視察、地元の大学や中学校への訪問、日本食の体験などの様々なプログラムは興味深く、日本の文化を勉強する良い機会であり、大変素晴らしい事業でした。地元住民の皆さんと、ホームビジットや意見交換会でお互いの文化を紹介し、交流を図ることができました。温かい歓迎を受けたことは、忘れがたい思い出であり、お互いの友情を育むことができました。言葉の壁はありましたが、ストレスに感じることはなく、我々の誰しもが喜んでいました。このような事業によって、「日露間」の交流や相互理解が深まっていくことを感じました。



姫路城の視察



神戸学院大学への訪問



地元住民との意見交換会

自由訪問

平成10年11月に小淵総理とエリツィン大統領による首脳会談の結果署名された「モスクワ宣言」において、元島民とその家族による、最大限簡易化された北方四島への訪問、いわゆる自由訪問の実施について合意されました。

その後、元島民並びにその配偶者及び子を対象に、旅券・査証なしでかつての故郷を訪問することができる自由訪問が、平成11年9月より実施されています。さらに、平成20年から元島民の子の配偶者、孫及び孫の配偶者、複数の医師、看護師が同行できるようになりました。

自由訪問では元島民やその家族が訪問地に近い浜から上陸し、お墓参りや居住地跡等を散策しています。



上陸用小型船舶で上陸地へ



いりりぶし
択捉島：入里節



しばつとう
志発島：カフェノソ墓地



ぜいこまえ
勇留島：税庫前



なかのこたん
国後島：中ノ古丹



たらくとう たらくいし
多楽島：多楽石

北方墓参

北方領土への墓参については、先祖の墓をお参りをしたいとの遺族の切なる願いに沿い、政府として人道的見地からこれが実現されるよう、ソ連政府と折衝を重ね、その結果、旅券・査証なしで身分証明書により入域するという方式で昭和39年から北海道の事業として開始されました。その後、一時中断された時期もありましたが、昭和61年以降は、毎年実施されており、内閣府北方対策本部でも、この実施に際し必要な支援を行っています。

各所に残されている日本人墓地は、昔から日本人が住んでいたことを物語っています。



上陸に向けた準備(国後島)
上陸用小型船舶の2点吊り



島への上陸
(国後島：ラシコマンベツ浜)



たらくとう
多楽島：フルベツ墓地



とうふつ
国後島：東沸墓地



いりりぶし
択捉島：入里節墓地



いねもしり
色丹島：稲茂尻墓地

航空機特別墓参

平成28年12月の日露首脳会談において、人道的見地から、元島民が高齢となっていることを考慮して訪問手続を改善することで一致したことを受け、実施しました。航空機での移動が可能となったことにより、所要時間が大幅に短縮されました。



特別墓参に使用された航空機（中標津空港）



特別墓参出発式（中標津空港）



とまり
国後島：泊墓地



るべつ
択捉島：留別墓地

洋上慰霊

北方四島交流等事業が実施できていない状況の中、令和4年度から令和7年度は、故郷を思う元島民の方々のお気持ちに鑑み、別途の事業として、船舶「えとぴりか」による北海道本島側からの「洋上慰霊」が実施されました。（令和4年度計10回、令和5年度計6回、令和6年度計7回、令和7年度計7回）



【北方四島交流等事業の現状】

北方四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の状況等により、令和2年度以降実施できていません。

北方墓参を始めとする事業の再開は、日露関係における最優先事項の一つです。御高齢となられた元島民の方々の切実なお気持ちに何とかお応えできるよう、ロシア側に対し、今は特に北方墓参に重点を置いて、事業の再開を引き続き強く求めています。

（参考）令和元年度の実績

※令和2年度から令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の状況等により実施できませんでした。

①四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）

実施日	人数	訪問先
5月10日～13日	65人	国後島
5月10日～13日	8人	国後島
5月24日～27日	65人	色丹島
5月24日～27日	6人	国後島
6月 7日～10日	63人	色丹島
7月 5日～ 8日	64人	色丹島・択捉島
7月 5日～ 8日	8人	色丹島・択捉島
7月 5日～15日	6人	色丹島
8月15日～19日	64人	国後島・色丹島
8月23日～26日	44人	国後島
8月23日～26日	20人	色丹島
8月23日～26日	7人	国後島
8月23日～26日	5人	国後島
9月 7日～10日	65人	国後島
9月13日～16日	64人	択捉島
9月13日～16日	6人	択捉島
9月13日～23日	5人	択捉島・国後島
計	565人	

※平成4年度から令和元年度までの日本国民の訪問は383回、訪問者数は延べ14,356人であり、一方、四島在住のロシア人の訪問（受入れ）は263回、訪問者数は延べ10,132人である。

③北方墓参

実施日	人数	訪問先
7月18日～20日	51人	択捉島(ベケンリタ、オダイベケ(洋上慰霊)、内保(洋上慰霊)、ウエンバフコツ(洋上慰霊))
7月26日～29日	49人	歯舞群島(水晶島：茂尻消、ボッキゼンベ、秋味場)、色丹島(能登呂、キリトウシ、相見崎) ※能登呂、キリトウシは悪天候のため上陸できず、相見崎で合同慰霊。
計	100人	

※昭和39年度から令和元年度までの訪問者数は延べ4,851人である。（昭和43年度、昭和46～48年度、昭和51～60年度の間は中断）

②自由訪問

実施日	人数	訪問先
5月17日～20日	55人	択捉島(トマカラウス、グヤ、十五夜萌) ※洋上慰霊
5月31日～6月3日	39人	国後島(東沸、中ノ古丹)
6月21日～24日	49人	国後島(樺沖、植内、ラシコマンベツ)
7月12日～15日	58人	色丹島(斜古丹・クリル人墓地、アナマ、稲茂尻、チボイ)
8月2日～5日	57人	国後島(乳香路、礼文磯、白糠泊)
8月30日～9月2日	61人	歯舞群島(勇留島：トコマ、志発島：西浦泊)
9月20日～23日	48人	国後島(古丹消(洋上慰霊)、ハッチャス、泊(周辺集落))
計	367人	

※平成11年度から令和元年度までに103回実施し、訪問者数は延べ5,231人である。

④航空機による特別墓参

実施日	人数	訪問先
8月10日～11日	67人	国後島(泊)・択捉島(留別、ボンヤリ)
計	67人	

※平成29年から令和元年度までの訪問者数は延べ205人である。

5 元島民等に対する援護

強制退去によって故郷を追われ、生活基盤を失った元島民の状況に鑑み、返還要求運動の活動や北方四島への自由訪問の支援、低利融資などの援護措置を実施しています。

元島民等が行う活動への支援

- ・返還要求運動の推進(署名活動、北方領土問題研修等)
- ・元島民の思いを受け継ぐ後継者の育成(キャラバン隊、学習会等)
- ・北方領土への望郷の思いや島での体験などに関する映像・写真等の収集・保存
- ・北方領土問題に関する啓発活動(広報誌の発行、語り部の派遣等)



さっぽろ雪まつりでの署名活動



北方領土後継者キャラバン隊



後継者研修会
(写真提供: (公社)千島歯舞諸島居住者連盟)

融資事業

元島民や北方地域周辺海域に漁業権を有していた者が置かれている特殊な地位に鑑み、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和36年法律第162号)に基づいて、(独)北方領土問題対策協会において、これらの方々に対する事業資金や生活資金の低利融資を行っています。

近年の元島民等の生活実態の変化を受け、同法の改正により、借入資格の承継対象者が拡大され、また、融資ニューの見直しが行われました(平成31年4月施行)。

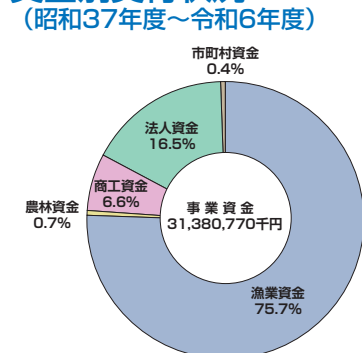
事業資金

資金種別		貸付金の限度	償還期限
設備資金	漁業資金	9,000 万円以内	20 年以内
	農林資金	3,500 万円以内	15 年以内
	商工資金	3,000 万円以内	15 年以内
経営資金		800 万円以内 秋さけ定置網漁業者は 1,000万円以内	3 年以内

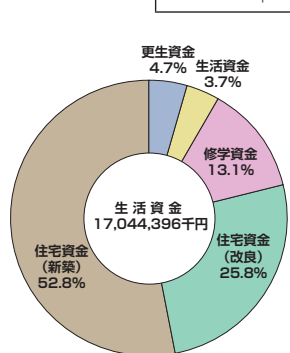
生活資金

資金種別	貸付金の限度	償還期限
生活資金 ・生活維持等で必要となる臨時資金 ・技能習得費、物品購入資金等の 生活に必要な認められる臨時資金 ・介護及び福祉に係る臨時資金	40万円以内 120万円以内 (特に必要と認められる 場合は 250 万円以内) 300万円以内	5 年以内 6 年以内 10 年以内
修学資金 高校、大学、専門学校等 (入学金を含む)	在学者1人あたり 450万円以内 (高校等3年間のみの場合 150万円以内)	卒業後 最長20年
住宅資金	4,000万円以内	35年以内
車両資金	500万円以内	10年以内

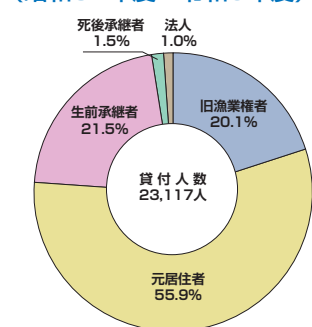
資金別貸付状況 (昭和37年度～令和6年度)



※1 現在、市町村資金は廃止、法人資金については取扱を停止している。
※2 生活資金の充実を図る見直しを行い、更生資金は、平成31年3月をもって廃止した。
※3 旧住宅改良資金及び旧住宅新築資金は平成23年4月に住宅資金として統合されたが、この表中は分けて記載している。
※4 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



法対象者別貸付状況 (昭和37年度～令和6年度)



6 北方領土隣接地域の振興等

北方領土隣接地域

北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)は、北方領土問題が今なお未解決であることにより、望ましい地域社会の発展が阻害されているという特殊事情に置かれています。

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(昭和57年法律第85号。「北特法」)に基づき、北方領土隣接地域振興計画(北海道知事作成)による隣接地域の振興等の事業を支援しています。

北方領土隣接地域の概要

(人口は令和7年7月末(標津町のみ7月1日)時点、面積は令和7年1月1日時点)

	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	合 計
人口(人)	22,132	13,808	22,095	4,743	4,173	66,951
面積(km)	502.7	1,317.2	684.9	624.7	397.7	3,527.2

(注)人口は自治体調べ。

面積は「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。



(注)国土交通省資料による。

北方領土隣接地域振興等基金

北特法に基づき、北海道に北方領土隣接地域振興等基金(100億円)が設置され、隣接地域の振興及び住民の生活の安定事業、北方領土問題についての世論の啓発事業、元島民の援護等に関する事業に充てられています。

基金による隣接地域の振興策は、これまで基金の運用益を活用し実施されてきましたが、近年の金利の低下を踏まえ、基金の取崩しが可能となるよう法改正されました(平成31年4月施行)。

基金の対象事業

区 分	具体の事業例
隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業	・水産資源の維持増大を図るための種苗放流、種苗移植、貝類漁場造成等 ・教育施設(生涯学習センター、学校給食センター、文化会館等)、厚生施設(公立病院の医療機器)等の整備
北方領土問題等についての世論の啓発に関する事業	根室管内住民大会、根室半島一周啓発バス、後継者育成出前講座、キャラバン隊
北方地域元居住者の援護等に関する事業	北方領土問題セミナー、後継者語り部育成・派遣、元居住者援護等推進相談員の設置

事業の様子



水産資源増大対策事業
(ホッキ貝の種苗放流)



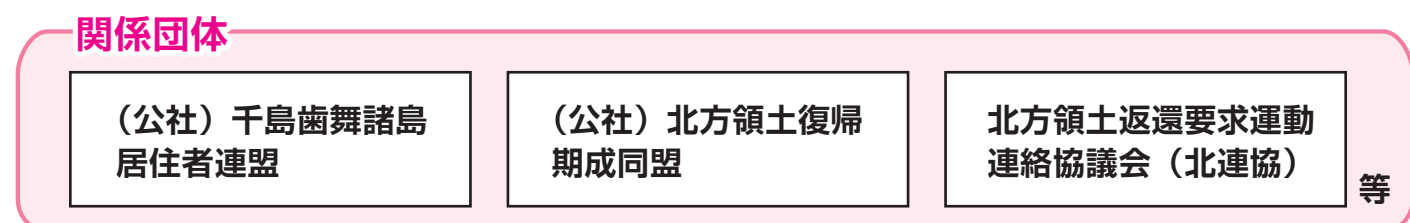
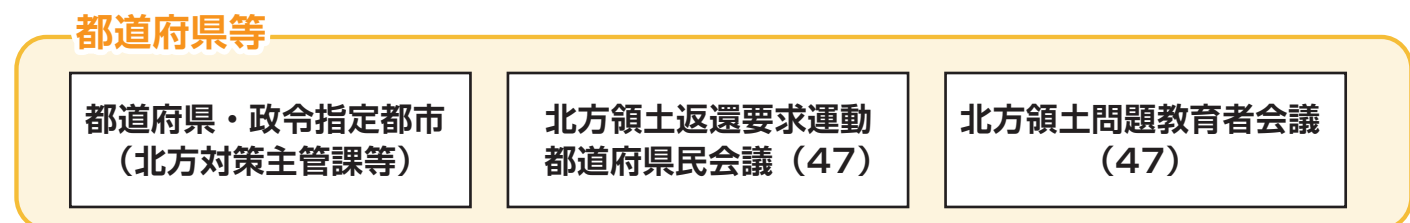
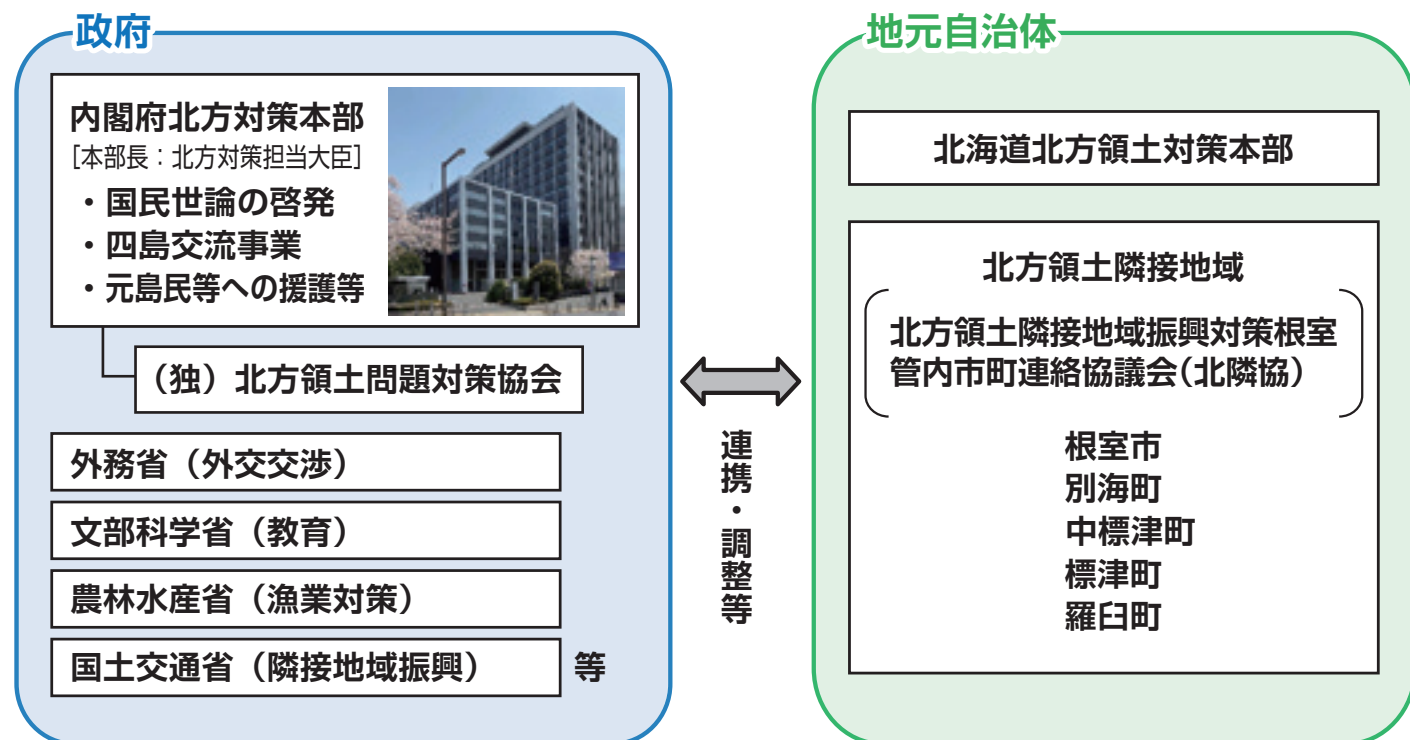
根室半島一周啓発バス



語り部活動

(写真提供:北海道)

7 北方領土問題に関する機関、組織、団体等



< 関係団体の紹介 >

(公社) 千島歯舞諸島居住者連盟

北方領土問題の解決を促進するとともに、北方地域元居住者の福祉の増進を図るため、北方地域元居住者を会員として、署名活動や講演会等の他、北方領土の語り部活動、北方領土関連資料の収集・保存、北方領土への自由訪問などを実施しています。

(公社) 北方領土復帰期成同盟

北方領土問題についての国内世論の啓発、結集を図り、我が国の正しい主張を広く国際世論に訴えるため、道内の民間有志が結集したのが始まりです。北海道内外で各種大会や講演会などの開催、署名活動などを実施しています。

北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）

昭和 43 年に青年、婦人、労働団体などが協議し、返還要求運動の強化と団体間の連携を図るための統一的連絡機関として 41 団体が加盟し、東京都に「北方領土問題連絡協議会」を組織し、「北方領土復帰促進全国大会」の開催、キャラバン隊の派遣など広範な民間運動を展開しました。昭和 52 年に運動の更なる拡大と発展を視野に「北方領土返還要求連絡協議会」に改組しました。現在 65 団体（令和7年6月時点）が加盟し、北方領土返還要求運動に関する連絡、協議及び各種情報交換などのほか、北方領土返還要求全国大会の開催（実行委員会に参加）、国会請願などを行っています。

北方対策本部予算

（単位：百万円）

事 項 名	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	令和3年度 予算額
北方対策本部に必要な経費	1,718	1,683	1,701	1,701	1,698
1. 北方対策本部経費	250	203	213	202	206
2. 独立行政法人北方領土問題対策協会経費	1,468	1,479	1,488	1,499	1,492
(1) 北方地域旧漁業権者等貸付事業費補助金	162	136	157	156	153
(2) 一般業務勘定運営費交付金	1,307	1,344	1,332	1,343	1,338

（注）計数において四捨五入等の関係上、合計等に不一致あり。

北方領土返還のシンボル



しま
「四島のかけ橋」

「四島のかけ橋」は、望郷の岬公園（根室市納沙布岬）に建つ北方四島返還祈念モニュメントで、北方領土返還を望む日本国民の強い意志を表すシンボルとなっています。

モニュメントの下にある「祈りの火」は、沖縄・波照間島^{はてるましま}で自然採火されたもので、各都道府県庁を経て根室市まで運ばれ、本土復帰を果たした沖縄の、そして全国民の祈りを込めて、昭和56年9月27日、点火されました。

「祈りの火」は、北方領土返還が叶うその日まで灯し続けられます。



「ブラウンリボンバッジ」

北朝鮮の拉致問題のシンボルマークとして市民権を得ているブルーリボンと同じ形のバッジです。

色は北方四島の「土地」を表すベージュがかったブラウンです。



「千島桜バッジ」

北方領土返還要求運動の新たな展開を図るため、返還要求運動の統一的なシンボルとして、広く道内から公募されました。

応募の中から、千島という名前が直接北方領土を連想させ、「北方領土返還要求運動のシンボルの花」として最もふさわしい花として、北方四島に分布している「千島桜」が選ばれました。